

令和8年第2回宮代町議会定例会  
請 願 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	請願の要旨	請願者の住所及び氏名	紹介議員	付託 委員会	結果
1	令和8年2月10日	自治体経営会議によりアーチェリー場廃止等を決定したことの再検討を強く求める請願。	別紙のとおり	宮代町 宮代町 宮代町	佐藤 将行	総務文教委員会	



宮代町会議長

田島 正徳 殿

### 1. 件名

自治体経営会議によりアーチェリー場廃止等を決定したことの再検討を強く求める請願。

### 2. 趣旨

本来山崎アーチェリー場は、1979年6月30日に土地1944平方メートルを26,693,064円で取得し、また建物112平方メートルは2003年3月31日に9,856,000円で建設した「行政財産」である（「固定資産一覧表」参照）。これらは、宮代町民が納めた税金により取得・建設した保有財産（公有財産）である。また、このアーチェリー場の用途としては住民が利用する公的施設と位置付けられている。ところが現在の運営状況は、特定の団体である連盟のみの独占的利用となっていることから、運営実態としては「普通財産」としての取り扱いである。そして町はこの度、このアーチェリー場の用途を変更（宮代町財産規則第15条）した上で、アーチェリー場を連盟への一定期間の貸付、そして近い将来的には売却等を画策・検討しているようである。

そもそも町は、土地・建物等の有効利用を図ることにより、町民の健康を維持・促進するために施設を利活用するというのが本来の趣旨であり、またそれを推進するのが町としての本質的な行政の在り方である。しかしながら、連盟の構成員というのは町民以外の他地域の者が多数であり、有償とはいえ極めて低廉な料金の下、町民の財産であるアーチェリー場をそのような連盟のみに利用させようとの町の考えは町民への裏切りと言える問題である。

以上のことから、この請願は、一般の町民が利用可能となるという至極当たり前のことを求めるものである。

### 3. 理由

(1)我々請願人は、長期間に渡り宮代町と話し合いを行った末、今後の改善点を含めて来年度からは連盟に入会していない多くの宮代町民が、健康の維持・促進のためにアーチェリー場を使用出来るようになるとの結果を得ていたのに、突然、これまで議会等で指摘されていた問題の張本人である連盟のみに独占的に利用させるとの結論を、我々請願人への途中経過等の報告すら一切せずに原則廃止との結論を唐突に打ち出してきたことは、まさしく町民軽視そのものであり、また信義誠実を大いに損ねる行為でもあり、大変な問題である。

(2)その経緯と問題のある連盟のみが利用の主体となることにつき、これまで発生していた数々の問題点(契約違反の問題関係、運営時間の問題の関係、利用方法の問題関係、宮代

町のアーチェリー場なのに、連盟は会員 60 数人中、町民は僅か 13 人で、多くが他の地域在住の会員という構成である。また、条例では午前 8 時から午後 6 時と定められているにも関わらず、朝は 8 時前から午後は 6 時以降、場合によっては午後 9 時頃まで照明を利用しての利用の繰り返し等々)につき、町は、これらのことすら問題提起当時は認識さえしていなかった。そのような連盟による問題点を指摘し議論してきた当の連盟のみに利用させようとの町の案については、到底納得など出来ようはずなどない。

さらに、施設内に建築確認を受けていない違法な建築物が長年放置されてきたことも、大きな問題であると指摘しておく。

(3)また、これまで連盟は、町より無償での独占的利用を認められた上で、ビジター使用料金等を連盟の収入として徴収している点や、連盟に 1 万円の入会金を支払って加入しなければ、宮代町民であったとしてもアーチェリーが行えないというのも大問題である。

(4)そもそも、このアーチェリー場の問題というのは、町自体が条例違反を行ったり、連盟の条例違反行為を問題視しなかったりとしていたことが最大の原因であることは自明である。しかしながら、町はそれらの問題点を一つ一つ、我々請願人と共に多大な時間かけた議論を行い改善しようやく合意に至ったものを、3 回の自治体経営会議に於いて突然根底から報告もなく覆すという、町民の努力を全く無視した今回の廃止決定の結論は、町に対し真摯かつ誠実に協力してきた我々請願人としては、耐え難く、また許しがたい行為でもある。

(5)宮代町民の税金で建設されたアーチェリー場という公共財産である施設が仮にこのまま廃止となるのであれば、開設から現在に至るまでの殆どの期間を、多くの一般町民が利用できないままその役割を終えるということの意味する。つまり、用地取得費や施設建設費等の多額の貴重な税金が、極めて限られた連盟所属の町民と、さらに許しがたいことに町民以外の他地域在住の方々のために開設されていたという、運営主体たる町の大きな責任問題であることを、当の町は看過していると言わざるを得ない。

これらの点に関し、町は町民に対し、どのような責任を負うのであろうか。きちんとした説明責任を果たすことを求める。

(6)町はこれから町民の共有財産たる施設の有効利用を再度検討し、町民の健康維持・促進に資する施設を一般の町民が連盟を介さずに利用出来るように検討すべきである。

(7)これまで行ってきた我々請願人との議論の結果を町が反故にした上で、尚且つ、町の公共財産の有効利用にも反する重大な提案・結論については、大いに疑問を抱くものである。したがって、今後も一般町民の利用を認めないのであるならば、我々請願人はその責任を追

求していく所存である。

(8)昨年 2025 年 10 月 29 日、宮代町教育推進課(田中課長他 2 名)と我々請願人により行われた、山崎アーチェリー場の管理運営の見直しについての進捗状況においては、長時間の議論の結果、今後のスケジュールにつき、担当課による次のような検討事項が示された。

1. 管理運営方法として、(1)施設運営、(2)利用料金、(3)施設管理。
3. 利用資格として、(1)利用資格。
4. 施設改善工事として、(1)防矢ネット(2)的裏(3)照明(4)畳(5)その他設備。

(添付書類「山崎アーチェリー場の管理運営の見直しの進捗状況」参照。)

このように会議においては、詳細かつ具体的な打ち合わせを行ったものの、急転直下、我々請願人との話し合い自体を完全に覆した結論を出すという町の姿勢は、町長がことあるごとに町民へ訴え、また、自身の公約でもある「首都圏でいちばん人が輝く町」(第 5 次宮代町総合計画表紙参照)とのキャッチコピーにも明白に反するものでもあり、また、宮代町の最高規範である「宮代町まちづくり基本条例」の趣旨にも悖るものでもある。

これらのことから、今回の町による対応は、町民を軽く扱う行政による行為と言わざるを得ず、同条例第 4 条に謳われている「自治の基本原則」である「(1)協同」を誠実に行った町民に対する裏切りと評価せざるを得ない。

したがって、同条例第 2 条に謳われた「～まちづくりに関する計画の策定及び変更に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。」との文言との関係に関しても、町は積極的かつ真摯に説明責任を果たすべき(同条例第 4 条(2)「情報の共有」)である。

したがって我々請願人は、町民としてそれを強く求めると共に、今後とも、町に訴えていく所存である。

(9)最後に、一定の条件を付すにせよ、詳細な検証等も行わずに連盟のみに対し独占的利用を認める理由は、3 回の議事録からも記載が無く、また担当課からの説明も、これまで一切行われていない。何故、連盟を特別に町が扱っているのかを町民に対して明らかにすべきである。連盟だけしか出来ない町は考えているのかも知れないが、我々はそのようなことは無いと考えている。

仮に、連盟を団体として認めるのならば、他の町民の団体も町は認めるべきである。

以上のことから、本請願を行うものである。

令和 8 年 2 月 10 日

請願者

宮代町



請願者

宮代町



請願者

宮代町



紹介議員

佐藤 将徳



## 山崎アーチェリー場の管理運営の見直しの進捗状況

R7.10.29 宮代町教育推進課

## ■スケジュール(担当案)

- 案1 (1)管理運営方法の条例案:12月議会  
 (2)施設修繕計画の予算案:12月議会補正予算  
 ⇒1月から3月で工事を実施(施設閉鎖)し、4月にオープン
- 案2 (1)管理運営方法の条例案:3月議会  
 (2)施設修繕計画の予算案:令和8年度当初予算(3月議会)  
 ⇒5月から7月に工事を実施(施設閉鎖)し、8月にオープン

## ■検討事項(検討状況)

## 1 管理運営方法

## (1)施設運営

## ①管理形態

- ・有人か無人か  
 ⇒無人 ※防犯カメラ(ライブ通信)設置を検討

## ②利用日・利用時間

## ○利用日

- ・年未年始以外に休場日を設けるか?  
 →施設管理のため毎週月曜休場も検討

## ○利用時間

- ・夜間利用するか?(現在の照明器具の交換は困難)  
 →設置費用、夜間の危険な無人施設等踏まえ、夜間利用廃止も検討  
 夜間(照明)使用なし場合は、夏時間・冬時間を設定する必要

## ③貸出単位(枠)

## ○時間

- ・時間単位(必要な分だけの利用ができる)  
 ⇒ただし、朝30分、夕方30分、合わせて1時間という通算はしない
- ・連続利用時間を制限するか? →時間制限しない方向  
 (制限なし:有料であり、余計な利用申請はないと思われる)

## ○貸出人数

- ・同時間帯(枠)の貸出人数をどうするか(個人利用)?  
 ⇒最大での数までは可能だが、その範囲内で検討  
 (50m○枠、30m△枠、18m□枠などの分割設定もありえる)
- ・行射しない者の施設内入場は不可?  
 →事故防止のため原則不可、「未成年者の付き添いは可」など対象を限定方向

## ○団体貸切

・貸出時間(枠)は？

⇒個人同様の方向 ※団体利用の曜日(枠)を予め設定している事例もある

・対象団体を定めるか？

⇒安全利用の担保のため、埼玉県ア連に加入している団体等の設定必要では

→中学・高校の部活動での利用の可能性もある

・ア連に依頼する(したい)初心者講習、認証などの日程設定も必要

## ④予約

・電子予約と窓口予約と電話予約＝公民館と同じ

※電子予約システムは改修が必要(有料、6カ月以上前の契約必要)

## (2)利用料金

### ①料金設定

・大人、子ども、高齢者区分の検討

・町内町外の区分検討

・障がい者減免

・夜間利用を継続の場合は照明料金の設定

### ②支払方法

・電子予約の場合、クレジットカード・ペイペイでの支払い

・窓口・電話予約の場合、窓口での事前現金支払い

## (3)施設管理

### ①鍵

#### ○形状(種類)

・錠前式？

⇒錠前式の場合、合鍵を作られてしまうリスクもある。

⇒ダイヤル式で1週間ごとに番号を変える方法も有力。

#### ○管理・収受

・シルバー人材センターの協力可能か？

難しい場合(時間)は、進修館または金原ローカと要調整

※ダイヤル式を採用すれば解決する

### ②的紙(有料販売は、対応人員の配置が困難)

案1 持参方式(留め具は貸与？)

案2 町職員が定期的に交換

案3 ア連に適宜交換を依頼

※交換の程度など技術的運営はア連の協力を得ることも一考

③場内の草刈り

- ・予算の積算が必要  
→①場内②場外L字部分(射場裏と的に向かって右サイド)の見積りとする  
※ア連の協力を得られるか?

④電気料・水道料

- ・個別契約できるか要確認 →東京電力などに確認  
⇒個別契約できなかった場合、昌平高校と要協議

⑤トイレ(利用継続する)

- ・屋外トイレの維持管理費用の積算が必要  
→誰が清掃するか、通路草刈りするか舗装するか、カギ紛失予防も課題

⑥駐車場

- ・現行のまま利用できるか?

⑦倉庫保管物

- ・認定・講習会、維持管理に必要なもののみを保管

3 利用資格

(1)利用認証

①認証基準

- ・距離ごとの技術基準の設定が必要か
- ・山崎アーチェリー場内のルールの設定(競技マナー、競技特有のルール等)

②認証のための技術確認、利用講習

- ・技術確認:ア連の例月記録会の場を利用する案
- ・利用講習:ア連の初心者教室の場を利用する案  
※ア連への事前予約による随時認証、講習は対応可能か?

③認証登録

- ・認証者情報は町が管理
- ・予約時に資格の有無を確認 →登録者のみ予約できるシステム設定
- ・有効期限1年で更新  
→初回と違って技術力担保のための更新であり、公式大会の記録確認でも可
- ・登録にあたっては、誓約書を提出する(違反時は認証取り消し)
- ・団体利用時のみ未登録者の利用可(団体の責任)

#### 4 施設改修工事

##### (1)防矢ネット ※見積もり依頼

- ・射場両サイド 2m⇒4mに高上げ
- ・的場上部 6mのネット設置
- ・射場上部の垂れネットを二重に張り替え
- ・発射場上部のネット張り替え
- ・射場侵入防止の金網(フェンス)設置

##### (2)的裏

- ・ベニヤ板交換できたら

##### (3)照明

- ・夜間(照明)利用を可とする場合は、今後の照明施設についての検討必要  
※水銀灯は、新たに交換することはできない

##### (4)畳

- ・従来通り確保できるか？

##### (5)その他設備

- ・防草マット、人工芝、舗装の検討